

平成28年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年5月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則 (欠席)
17 番	大山	源次 (欠席)	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・議案第 1 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 3 号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・議案第 7 号 平成 27 年度活動計画の点検評価及び平成 28 年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	高 岩 浩 司
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	河 辺 義 弘
事務吏員	寺 岡 滝 治

7. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日は、17番大山委員、35番小嶋委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は37名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に21番伊藤猛委員、22番田子森博美委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。5頁まで計25件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号25番までについて、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。3件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。
- 29番 (井手委員) 番号1番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
- 20番 (羽野委員) 報告番号2番について説明します。理由は、収益増加を図るため、堆肥施設を建設するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号3番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。
- 13番 (矢野委員) 報告番号3番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 7頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は31番森委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 31番 (森委員) 20番羽野委員と番委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 20番羽野委員よろしいですか。
- 番 (委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 番委員よろしいですか。
- 番 (委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に31番森委員、20番羽野委員を選任します。よろしくをお願いします。
- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は31番森委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 31番 (森委員) 20番羽野委員にお願いしたいと思います。

議長 20番羽野委員よろしいですか。
20番 (羽野委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に31番森委員、20番羽野委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は7番井上委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
7番 (井上委員) 10番釜堀委員と22番田子森委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 10番釜堀委員よろしいですか。
10番 (釜堀委員) はい、了解いたしました。
議長 22番田子森委員よろしいですか。
22番 (田子森委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀委員、22番田子森委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は19番橋本委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
19番 (橋本委員) 18番樋口委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 18番樋口委員よろしいですか。
18番 (樋口委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に19番橋本委員、18番樋口委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は26番西川委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
26番 (西川委員) 番委員にお願ひしたいと思ひます。
議長 番委員よろしいですか。
番 (委員) はい、了解いたしました。
議長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に26番西川委員、番委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
(河辺) 9頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。11頁まで7件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。36番才田委員お願ひします。
36番 (才田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。何ら問題はないと思ひます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
事務局 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員お願ひします。
12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。

理由は、経営規模拡大と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
全委員
議長
担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

議長
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。

32番
(和佐野委員) 審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
全委員
議長
担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議長
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番
(矢野委員) 審議番号4番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
全委員
議長
担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

議長
次に、審議番号5番について、私が担当委員となっておりますので、議長を才田副会長と交代いたします。

議長
(才田副会長) 議長を交代いたしました。

議長
37番
それでは、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。37番森部委員。

37番
(森部委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長
全委員
議長
担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

議長
議長
(才田副会長) ここで、議長を森部会長と交代いたします。

議長
議長
(森部会長) 議長を交代いたしました。

議長
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番
(日吉委員) 審議番号6番について説明します。理由は、耕作の便をよくするためと相手方の要望によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長
全委員
議長
担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。

議長
異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長
賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。
21番 (伊藤委員) 審議番号7番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足であり何
ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお
願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:07～14:25〉

議 長 それでは、会議を再開いたします。
事務局 ここで、議案第3号、第4号及び第5号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
(松尾) 議案第3号、第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、
概要等説明。(ビデオ放映)
議 長 次に、議案第3号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (松尾) 12頁をお願いいたします。議案朗読。本件は当初、社宅を建築する計画でしたが、
経済状況等により、計画を断念せざるを得なくなったためです。
そのため変更後について児童養護施設の一部を移転する計画となっております。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
議 長 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局
の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろし
くお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。33番徳田委員。
33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、隣接して新設される市道が現状で
160cm上がるため道路に合わせて地上げをおこない利用するものです。ご審議方よろしくお
願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
36番 (才田委員) 地上げということですが、高さがあるため土羽によるものか、擁壁をつくるも
のかどちらでしょうか。
事務局 (松尾) 補足説明いたします。形状は土羽による地上げとなっております。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。理由は、新規に市内へ進出するレンタル会
社に資材置き場として整備し貸し付けるものです。雨水排水は既存の水路に流します。何ら
問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。10件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。

29番 (井手委員) 審議番号1番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。

29番 (井手委員) 審議番号2番について説明します。理由は、児童養護施設の建設ですが現在の敷地が土砂災害警戒区域に指定されたため施設の一部を移転させるものです。排水は下水道へ接続し流します。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。

28番 (宮本委員) 審議番号3番について説明します。理由は、小・中9年間の一貫教育校にするため学校敷地を拡張しグラウンド整備を図るものです。排水は、地元と協定済みとの事です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号4番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号5番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。排水は、公共下水に流します。問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

27番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
(穴見委員) 審議番号6番について説明します。理由は、隣接農地の改良を行いますが、道が狭いため申請地を借りて作業用通路とする一時転用です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

20番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
(羽野委員) 審議番号7番について説明します。理由は、現在、駐車場がなく、行事の際には道路上に駐車が多いため専用駐車場を整備するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

12番 (高着委員) 駐車場には、転用面積が大きくそれだけの面積が必要ないと思いますが。

20番 (羽野委員) 現在所有の駐車場について4、5台分しかなく、行事等の時には不足している状況で付近の公民館や道路に駐車している現状であります。

事務局 補足説明いたします。事務局としてもこれだけ面積が必要なのか申請者に聞き取りをいたしまして、年間行事計画を提出していただき。その計画に基づいて必要台数が計上されており農林事務所とも協議を行い今回の申請になっています。

18番 (樋口委員) 10ha以上の集落接続によるものであるが面積要件はどのようなものか。

事務局 集落接続でも必要最小限の面積となっています、そのため申請者の計画により審議をいただいています。

議長 他に審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

25番 次に、16頁をお願いします。審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
(石井委員) 審議番号8番について説明します。貸店舗への転用です。理由は、交通量が多く、立地場所も良いため店舗を出店するものです。雨水排水は、河川に流します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

23番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。23番櫻木委員。
(櫻木委員) 審議番号9番について説明します。理由は、現在、義父の家に同居のため義父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。排水は、既存側溝に流します。問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
14番 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
(古川委員) 審議番号10番について説明します。理由は、隣接地に事務所があるが、所有する重機資材等の保管場所がなく、既設道路に合わせて地上げを行い露天資材置場を整備するものです。問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。12番高着委員。
12番 (高着委員) ありません。
議 長 27番穴見委員。
27番 (穴見委員) ありません。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
2番 (松尾委員) ありません。
議 長 24番原田委員。
24番 (原田委員) ありません。
議 長 32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) ありません。
議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
25番石井委員。
25番 (石井委員) ありません。
議 長 26番西川委員。
26番 (西川委員) ありません。
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。
議長 (徳永委員) ありません。
議長 26番西川委員。
議長 (西川委員) ありません。
議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に、18頁をお願いします。審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
議長 (松尾委員) ありません。
議長 24番原田委員。
議長 (原田委員) ありません。
議長 32番和佐野委員。
議長 (和佐野委員) ありません。
議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
次に、19頁をお願いします。議案第7号「平成27年度活動計画の点検評価及び平成28年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (高岩) 議案朗読をもって説明。尚、この計画については、策定委員会、6番委員、15番委員、18番委員、21番委員、26番委員(副委員長)、29番委員(委員長)、31番委員、33番委員の8名の委員により審議をいただき委員会の承認をいただいております。
議長 事務局の説明は終わりました。平成27年度活動計画の点検評価及び平成28年度活動計画について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:11)